

令和7年度 特殊詐欺被害等防止機器購入費補助金制度

電話による特殊詐欺や悪質商法などの被害を未然に防ぐために、固定電話機に取り付ける通話録音や着信拒否等ができる機器又はこれらの機能が備わった固定電話機を購入した場合、その費用の一部を補助します。

Q 補助対象となる特殊詐欺被害等防止機器は？

次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話機に取り付ける**新品**の機器。

- ①電話の着信時に、電話の相手方に**警告音声**を発し、かつ通話中に**自動的に**通話内容を**録音**する機能
- ②迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を**自動判別**して**着信を拒否**又はランプ等で**警告表示**する機能

※中古品、未使用品は対象外。

※公益財団法人全国防犯協会連合会（以下「全防連」という。）が公表している**優良防犯電話推奨品目録**が参考になります。スマートフォン、携帯電話は対象外です。

<https://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html> 参照

Q 補助対象者は？

①～④をすべて満たす人。

- ①市内に住民登録があり、市税を滞納していない**世帯主**
- ②過去に同補助金（他の自治体の補助金を含む）の交付を受けていない人
- ③同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない人
- ④暴力団員ではない人、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人

Q 補助対象経費は？

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）に購入した特殊詐欺被害等防止機器の1台の費用（機器の実費相当額）。

【対象外】

配送料、手数料、付属品の追加費用、付随するサービス利用料、**ポイント利用**。

Q 補助率は？

特殊詐欺被害等防止機器1台の購入に要した費用の**2分の1**
上限 7,000 円（1,000 円未満切捨て）。※1世帯につき1回限り。

Q 申請期間は？

令和7年4月1日（火）から**令和8年3月31日（火）**まで。

郵送又は直接交通安全防犯課窓口へ提出。**郵送必着**。

令和7年度に購入したものを令和8年度に申請することはできません。

令和8年3月31日（火）までに、注文、購入を済ませて申請してください。

なお、予算に限りがありますので、年度末に購入される場合は特に注意が必要です。

Q

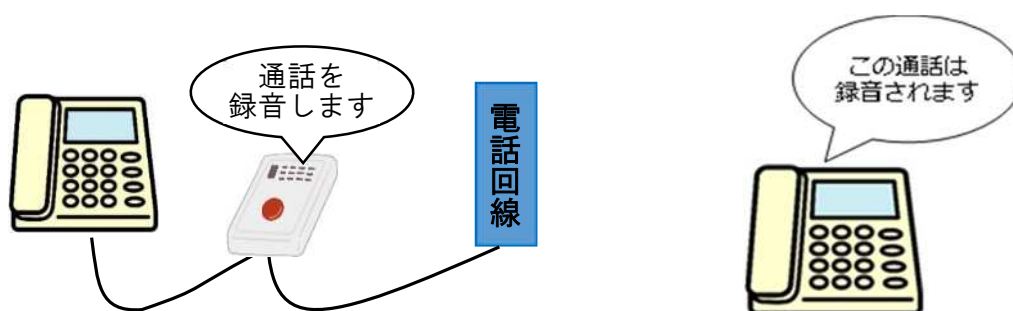
申請に必要なものは？

特殊詐欺被害等防止機器を購入後、ご提出ください。

- ①交付申請書兼実績報告書（市指定様式）
 - ②領収書の**原本** ※原則返却します。
 - ③特殊詐欺被害等防止機器の機能が確認できるもの（カタログや取扱説明書のコピー等）
 - ④請求書（市指定様式）
 - ⑤振込口座が確認できる書類（通帳やキャッシュカード等の写し）
- ※①④は、交通安全防犯課で配付。市ホームページからダウンロード可。
 ※③は、全防連の優良防犯電話推奨品目録に記載のある機器であれば省略可。

【販売店のみなさまへお願いしたいこと】

- 1 固定電話機等をお求めのお客様には、補助制度のご案内をお願いします。
- 2 補助制度で固定電話機等の購入を希望されるお客様には、補助対象となる機能のついた機器をご案内ください。
- 3 申請書に添付する領収書には、次に掲げる事項が記載されている必要があります。
 領収書の発行に際してはご配慮ください。
 - （1）購入者の氏名（申請者（＝世帯主）の氏名）
 - （2）領収金額（特殊詐欺被害等防止機器 1 台の購入に要した実費相当額）
 - （3）領収年月日
 - （4）特殊詐欺被害等防止機器の製造会社名、型式
 - （5）購入店
- 4 全防連が公表している優良防犯電話推奨品目録は更新されるため、定期的にご確認ください。
- 5 予算の範囲内で補助金を交付するため、予算がなくなり次第、受付を終了します。
 年度末には、補助金の交付が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- 6 詳しくは、市ホームページをご確認ください。



◇ 問合せ先 ◇ 豊田市役所 地域活躍部 交通安全防犯課(南庁舎 4 階)
 〒471-8501 豊田市西町 3 丁目 60 番地
 電話：0565-34-6633 FAX：0565-32-3794
 E-mail：bouhan@city.toyota.aichi.jp
 開庁日：月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
 閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日